



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ モ ジ マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 井 義 彦
(コード : 7482 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 小 野 寺 仁
(TEL 03-3863-4061)

譲渡制限付株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2021年5月11日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の取締役（社外取締役を含みます。）と監査役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、当社は、2026年3月23日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、2026年6月25日開催予定の第65回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含みます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案を本株主総会に改めて付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含みます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値の維持・向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給すること

につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

対象取締役の報酬の額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬額について年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と、監査役の報酬額について年額100百万円以内とご承認いただいて、今日に至っております。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬限度額について本株主総会に付議するとともに、当該報酬限度の内枠にて、対象取締役に対して本制度に基づく報酬を付与することにつき、本株主総会に付議することといたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査等委員である取締役については年額20百万円以内とし、上記枠内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えるものとします。本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内、監査等委員である取締役については年1万6千株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会による助言・提言を経て、取締役会において決定いたします。

本制度に基づき当社普通株式を交付された対象取締役は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日、または当該交付日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（交付日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）の間、当該普通株式について第三者に対する譲渡、担保権の設定その他の処分行為をなしえないものといたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、譲渡制限期間の間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払い込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、又は、支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象取締役が選択できる制度といたします。

(ご参考)

当社は、2026年3月23日付「執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、取締役を兼務しない執行役員に対しても対象取締役と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上